

子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に
向けた措置の実施に際しての留意事項について（通達）

令和5年7月7日

警察庁丁生企発第447号、丁刑企発第50号、丁捜一発第95号
警察庁生活安全局生活安全企画課長、警察庁刑事局刑事企画課長、
警察庁刑事局捜査第一課長から各都道府県警察の長あて

（概要）

子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の運用については、「子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について（通達）」（令和5年7月7日付け警察庁丙生企発第50号、丙刑企発第23号、丙捜一発第10号）によりその基本的事項を示したところであるが、運用に当たって各都道府県警察において留意すべき事項として、

- 登録の時期等
- 所在の確認及び面談の実施方法等
- 再犯防止措置対象者に係る情報の活用
- 再犯防止対象者が保護観察に付されている場合における措置
- 再犯防止対象者が転居した場合における措置
- 再犯防止措置対象者の所在が不明となった場合の措置
- 登録の解除

等について示し、再犯防止に向けた措置が適正に行われるように指示した。